

健健安第4266号

令和2年11月9日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

新型コロナウイルス感染症に係る患者受入医療機関支援事業について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策として、市民の皆様が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、行政検査の契約を締結している医療機関のうち、帰国者・接触者相談センター等による医療機関紹介にご協力いただいている医療機関に対して、検査実績に応じて支援金を支給します。

つきましては、別紙の事業説明資料により、事業内容を周知します。

添付資料

新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援事業について

担当：横浜市健康福祉局健康安全課
桑原、山脇（電話 671-2445）

新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援事業について

より多くの市民が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、帰国者・接触者相談センター等による医療機関紹介にご協力をいただいている医療機関に対して、検査実績に応じて支援金を次のとおり支給します。

1 対象となる医療機関

帰国者・接触者相談センターや区役所等への相談に対して、PCR検査等行政検査を実施可能な医療機関として紹介することに同意をいただいている医療機関

2 支援金の支給方法

(1) 支援金の対象

ア 令和2年8月時点で紹介を開始している医療機関から対象とします。

イ 医療機関の紹介を開始した日が属する月の翌月分()から～令和3年3月までに実施した行政検査を対象とします。

紹介を開始した日が月初日(1日)の場合は、当月分の検査実績から対象とします(ただし、令和2年8月を除く)。

ウ 行政検査として実施したすべてのPCR検査、抗原検査が対象となります。

本市が紹介した方の検査だけでなく、行政検査として実施したすべての患者(但し、入院患者を除く)の検査を対象とします。

(2) 支給の流れ

本市が、審査支払機関(国保連、支払基金)から支援金算定対象月の診療報酬請求の情報提供を受け、検査実人数を確認します。また、原則として2か月分をまとめて、各医療機関が指定する口座に、本市から直接振り込みます。

【参考：支援金のスケジュール】

支援金算定対象月	本市での診療報酬請求情報の確認 (国保連・支払基金)	支援金の支払い (目安)
9月	11月	1月
10月	12月	
11月	1月	3月
12月	2月	
1月	3月	4月

以降は令和3年度予算案件となるため、スケジュール等は改めてお知らせします。

3 支援金の金額

検査実人数に応じた金額となります。1か月あたりの検査実人数が21人から40人までの場合は月10万円、それ以降、20人増えるごとに月5万円ずつ支給額を増やします。ただし、101人以上の医療機関は、一律月30万円の支給となります。

【参考】支給金の金額について

1か月あたりの検査実人数	支給額/月
0～20人	
21～40人	10万円
41～60人	15万円
61～80人	20万円
81～100人	25万円
101人～	30万円

4 対象医療機関へのお知らせ

現時点で紹介を開始している医療機関あてに、事業の説明文を個別に郵送します。また、口座振込払申出書を同封し、支援金を振り込む口座をご記入のうえ返送いただきます。

5 帰国者・接触者相談センターでの医療機関紹介を新規に希望される場合について

下記「横浜市健康福祉局健康安全課 帰国者・接触者相談センター担当」までご連絡をお願いします。

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局健康安全課

(患者受入医療機関支援事業について)

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業担当

電話：045-671-2445

Email：kf-pcr@city.yokohama.jp

(医療機関紹介を新規に希望される場合について)

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター担当

電話：045-671-2463